

106 明治12年10月16日 菊池長閑宛

第拾二号 明十二
十月十六日 (長閑注記)

第八号八月廿九日附(九月八日横浜出) 昨日達したり田畑共相
応の作なる由結構なる新聞なり昔の盆や五節句を守ても県庁よ
り何共云ぬとの事嬉敷次第なり一体是迄日本の役人達の癖にて
何ても自分の詰らぬと思ふものハ役所にて行ぬのミならず人民
にも(遺)差止殆と其鍋釜に迄故障を云ふ甚た悪き風なりし風俗

にハ一々道理のあるものならず其始たる時にハ如何にも何か訳
ありたるに違なけれ共時移り世変るに随ひ其訳ハ去りて其形の
ミ残り居もの指折て数難るへし譬は日本にて時を数るに六ッ五
ッ四ッ九ッと云ふ始ハ何か訳ありて右様に数たるに間違なけれ
共今に成てハ学者も恐く心得ぬなるへし又三月三日に雛遊をす
る何故三月三日と極たるか今人ハ知まし盃事をするに着なかる
へからず野菜ハ成ぬと訳ハ誰も覚たる者なかるへし如此風俗ハ
全行に一向響なく三月の節句を祝たる迎人柄の悪くなるともな
く盃事をせぬ迎善人たるともなし夫を道理かないとて一々廃す
るハ道理に媚過て却て道理を失ふものと云へし五節句等にハ仏
法より起たるものあり且道理もないから野蕃の仕馴た詰らぬ物
入をするハ国の貧富に響かある杯と云ふ訳にて廃したるならん
云凡盆を守たる迎別段人ハ仏法に固るてもなし害なき風俗を守
たる迎野蕃でもなく五節句を祝ぬ迎別段人ハ祐富さうふになるてもな
し其様なるを云ふ役人達ハ酒を吞て遣ふ錢ハ国の富を増ものな
らす人間ハ鑄形に入た様に住れぬものなり風俗と云ふものハ自
然に人の智恵増に付て変り行なれ共政府よりの沙汰にて止もの
ならず骨折損な世話を焼過すよりハ人の行状を乱る風俗を差止
て置ハ夫て充分跡ハ人民に任せるハ上分別と思はる前にも申上
たるか知ね共五節句杯ハ至極よき風俗と思ふ先開化たの文明た
の云ふ人達ハ自分の子供時代を思出して見よ正月元日の祝を始
め三月の雛祭り五月の幟立七月の盆祭七夕祭り九月の月見十二
月の年越し杯自分共の楽みハ如何計りなりしヤ家内の悦ハ何程
なりしヤ一村一城下の賑ハ何様なりしヤ然るに今に成てハ皆打

忘て子供ハ学校に通さえずれハよし祭りヤ祝(抹消)ハ神武天皇の
 即位日天長節にて沢山と心得西洋にてハ五節句杯と云ふ馬鹿々
 々敷ものなし夫等ハ尽く野蕃の風俗たと云ふ如何にも情なき人
 物共なり今の子供連子供ハ矢張子供なり遊事ハ好なり四角張た
 道理詰ハ生聞者のする事なり先神武天皇ヤ天長節にハ何様な樂
 かあるか自分共ハ酒ても吞て祝か知ぬか子供(抹消)の樂ハ五節句の十
 分一もなし私共の十歳前後の時にハ最早儉約と云ふ事か始り百
 姓ハ元結を用られぬの町人ハ絹衣裳を所持しても態々木綿衣服
 を買て着ねハ成らぬの就てハ祝らしき祝をするも遠慮たとか云
 ふ事になり世間の賑ハ薄らきたるか夫ても思出セハ五節句の祝
 ヤ盆祭り八幡祭りかありて如何程嬉かりしか知らず子供のミな
 らず祖母君を始め矢張一家内面白く日を送たるならん之を推は
 一村より城下中多少皆賑々敷仕事を休て祝をしたらん如此事ハ
 時々ありてこそ人も楽しく世を送へきに皆政府より廢すると妙な
 世話を焼たるより左なきたに活計の六ヶ敷なり往に随ひ人か儉
 約を始たる所を益推付て年か年中小言を云ながら働者ハ働き食
 潰す者ハ食潰す様な面白からぬ浮世になりし人間ハ如斯嬉敷声
 も出さずに日暮をする時ハ生て居甲斐も余りなし人間ハ何か楽
 みかなくてハ引立ぬものにて殊に風俗ハ奉書紙一枚にて跡なく
 消失るものならねは即今又追々と昔に戻るハ自然の勢と云ふへ
 し祝位なら蔭にて密かに遣らすに表晴てセねは祝の廉にも背き
 祝の甲斐もなし遠からぬ(抹消)中に禁令ハ表向に取戻すか或ハ廢
 り紙となるへし過去にも懲す又々厳く禁止する事ハ真逆文明好
 の役人と雖(抹消)為まし私ハ夫様な馬鹿な沙汰なき様に願居なり当

合衆国にてハ(抹消)「至て」祭りとか祝とか云ふ事か至て少し当国人ハ
 今の日本を見ても日本ハ子供の極楽たと云ふて誉居なり欧羅巴
 の旧き国々にハ矢張日本の如祝日祭日沢山ある様に聞ゆ其中に
 ハ随分五節句杯よりハ遙かに可笑敷風俗もある如し是追々申
 上たる当国の風俗にも笑草になる事か儘ある事と存す古代より
 伝たる風俗のなき当国にさえ妙珍吉倫の仕馴ある事を考たらは
 日本の如き二千年余も旧き国にハ同じ様の事あるハ当り前にて
 サア止様と云た迎そう直に止ものならぬ事を悟るへし何か一ツ
 思付と時も場所も考ひすに夫を推過る癖ハ日本人にある様なり
 道理ハ至極善ても場合も何も打捨てハ善事も悪事となれハ銘々
 能考度ものなり

父君

武夫

(長閑注記)

「十一月二十二日達シ日数三十八ヶ日
 十二月十六日此方十二号ヲ以返事」